

大阪府告示第265号

大阪府立花の文化園条例（平成2年大阪府条例第2号）第12条第4項の規定により、利用料金の額を次のとおり承認した。

令和5年3月10日

大阪府知事 吉村 洋文

1 施設の名称

大阪府立花の文化園

2 指定管理者

はなぶんマネジメントパートナーズ

3 利用料金の額

令和5年4月1日以後の施設の利用料金の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 入園料

区分		単位	金額
個人	高校生等	1人1回	円 290
	その他の者		580
	高校生等及びその他の者	1人1年間	2,800
団体（30人以上）	高校生等	1人1回	230
	その他の者		460

備考

1 「高校生等」とは、高校生及びこれに準ずる者をいう。

2 「その他の者」には、小学校就学前の者、小学生、中学生及びこれらに準ずる者を含まないものとする。

(2) 土地

区分	単位	金額
土地	10平方メートル1日	150円

(3) 研修室及び多目的ルーム

区分	室料			冷暖房料
	午前	午後	全日	
園芸室	円 560	円 840	円 1,400	
工芸室	640	960	1,600	

調理室	1,040	1,560	2,600	室料の額に0.2を乗じて得た金額
第1研修室	680	1,020	1,700	
第2研修室	920	1,380	2,300	
第1研修室及び 第2研修室	1,600	2,400	4,000	
イベントホール	-	-	4,800	

備考 「午前」とは午前10時（3月1日から9月30日までの間にあつては、午前9時30分）から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時（12月1日から翌年の1月31日までの間にあつては、午後4時）まで、「全日」とは午前10時（3月1日から9月30日までの間にあつては、午前9時30分）から午後5時（12月1日から翌年の1月31日までの間にあつては、午後4時）までをいう。